

公共下水道事業経営戦略

秋 田 県 八 峰 町
公共下水道事業特別会計
平成28年12月 策定

1 経営の基本方針

本町は、平成18年3月の誕生以降も人口減少が続いており、平成26年での人口減少率は、平成17年との比較で84.0%¹となっている。将来推計²においても平成47年人口が4,760人とされ、平成26年人口との比較で人口減少率は61.0%となり、今後、接続率向上の努力を最大限行ったとしても、人口減少に伴う有収水量の減少は避けられないものと考えられる。よって本経営戦略では、「合理化による経費縮減」と「使用料収入の確保」を経営の基本方針とする。

2 計画期間

本計画の期間は、平成28年度から投資計画に記載する事業が完了する翌年度の平成48年度までの21年間とする。

3 投資・財政計画（別紙）

3-1 投資試算に関する基本的考え方

本町の下水道事業は、計画排水区域の全域で供用しており、区域の拡張は行わないこととしている。また、更新需要の将来試算は、固定資産台帳が未整備であるため、項番3-2で管渠・処理場の概況に基づき試算の考え方を示す。よって本試算では、建設改良費に係るものとしては施設・設備の長寿命化に要する改築更新費用及び「生活排水処理施設の最適化構想に基づく整備計画」に要する費用のほか、公営企業会計適用に係る費用を対象とする。

3-2 施設・設備の現状把握・分析、将来予測

3-2-1 管渠

本町の公共下水道事業は、平成8年～平成22年まで施設整備を行っている。下水管に多く用いられている硬質塩化ビニル管の改築基準年数³は50

¹ 住民基本台帳人口による。

² 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」による。

³ 「下水道施設の改築について」（平成25年5月16日国水下水第7号下水道事業課長通知）

年とされているため、計画期間内は基準年数に達しない。よって本試算では、管路更新費用は見込まない。なお、耐震性能は、幹線管渠の一部で新指針⁴の制定前に布設したものがあるが、現在、レベル1地震動への対応が取れていること、次項以降で記載する事業の優先度がより高いこと、下水道クイックプロジェクト⁵の進展により、今後、低コストの整備手法の開発が期待できること等から、本戦略の見直し時期に改めて検討を行うこととし、今回は投資試算に含めないこととする。

3-2-2 処理場

- ① 処理場は、八森浄化センターが平成14年3月より、沢目浄化センターが平成15年3月より供用開始しており、計画期間内は改築基準年数(50年)に達しない。また、躯体は管理棟及び水処理施設とも新指針に基づきレベル2地震動に対応している。よって本試算では、躯体の耐震化工事費用は見込まない。
- ② 八森浄化センターにおいて長寿命化計画策定のために健全度調査を行っている。調査結果に基づき設備更新工事を実施予定であるため、実施設計費及び設備更新工事費を表1のとおり見込む。
- ③ 沢目浄化センターは、次項3-2-3の理由により健全度調査のみを行い、事業費は、表2のとおり見込む。

表1 事業費計画表（八森浄化センター設備更新工事）

(単位：千円)

年度 項目	平成28年度 (第1年度)	平成29年度 (第2年度)	平成30年度 (第3年度)	平成31年度 (第4年度)	項目計
実施設計委託	3,000				3,000
設備更新工事		60,000	60,000	60,000	180,000
年度計	3,000	60,000	60,000	60,000	183,000

による。

⁴ 「下水道施設の耐震化指針と解説－1997年版－」（当時）のほか、「下水道の地震対策についての最終提言（平成8年8月30日）」等を示す。

⁵ 国土交通省が推進する、人口減少や高齢化、厳しい財政状況等、困難な諸条件下で市町村が早急かつ効率的な下水道整備を進めるための計画・整備手法及び各種連携施策の総称

表 2 事業費計画表（沢目浄化センター健全度調査）

（単位：千円）

項目 \ 年度	平成 28 年度 （第 1 年度）	項目計
健全度調査	12,000	12,000
年度計	12,000	12,000

3-2-3 生活排水処理施設の最適化構想に基づく整備事業

人口減少社会に対応した持続可能な下水道事業経営を目指すため、平成 27 年度に「八峰町生活排水処理整備構想」⁶を策定し、現在町内にある下水道終末処理場 2 箇所と集落排水処理施設 4 箇所の計 6 箇所について、統廃合を計画している。各処理施設に要する維持管理費の総額と各処理区域を接続し最も処理能力のある八森浄化センターに他施設を集約した場合の経費を比較検討したところ、処理区域の集約を行った方が経済的との結果を得ている。よって本試算では、表 3 及び表 4 により各処理区域の統合を行うものとして、事業費を見込む。（具体的な接続イメージは 5 頁の図 1 に表示）

表 3 事業スケジュール（生活排水処理施設最適化計画）

年度 \ 項目	H 32	H 33	H 34	H 35	H 36	H 37	H 38	H 39	H 40	H 41	H 42	H 43	H 44	H 45	H 46	H 47
八森処理区と沢目処理区を接続①		実施設計委託			処理区接続工事											
石川農集を埴農集に先行接続②【農集で実施】				実施設計委託			処理区接続工事									
沢目処理区と岩子農集を接続③						実施設計委託		処理区接続工事								
八森処理区と漁集を接続④							処理区接続工事		実施設計委託							

⁶ 秋田県が行う「秋田県生活排水処理整備構想（第 4 期構想）」の見直しに伴い、市町村整備計画の見直しを行ったものである。整備中の市町村は、今後 10 年間での整備概成を目指すアクションプラン作成が主目的となるが、本町は整備が概成しているため、接続人口の推計とともに持続可能な事業経営を目指すための合理化策として、処理区接続による経済比較を行った。

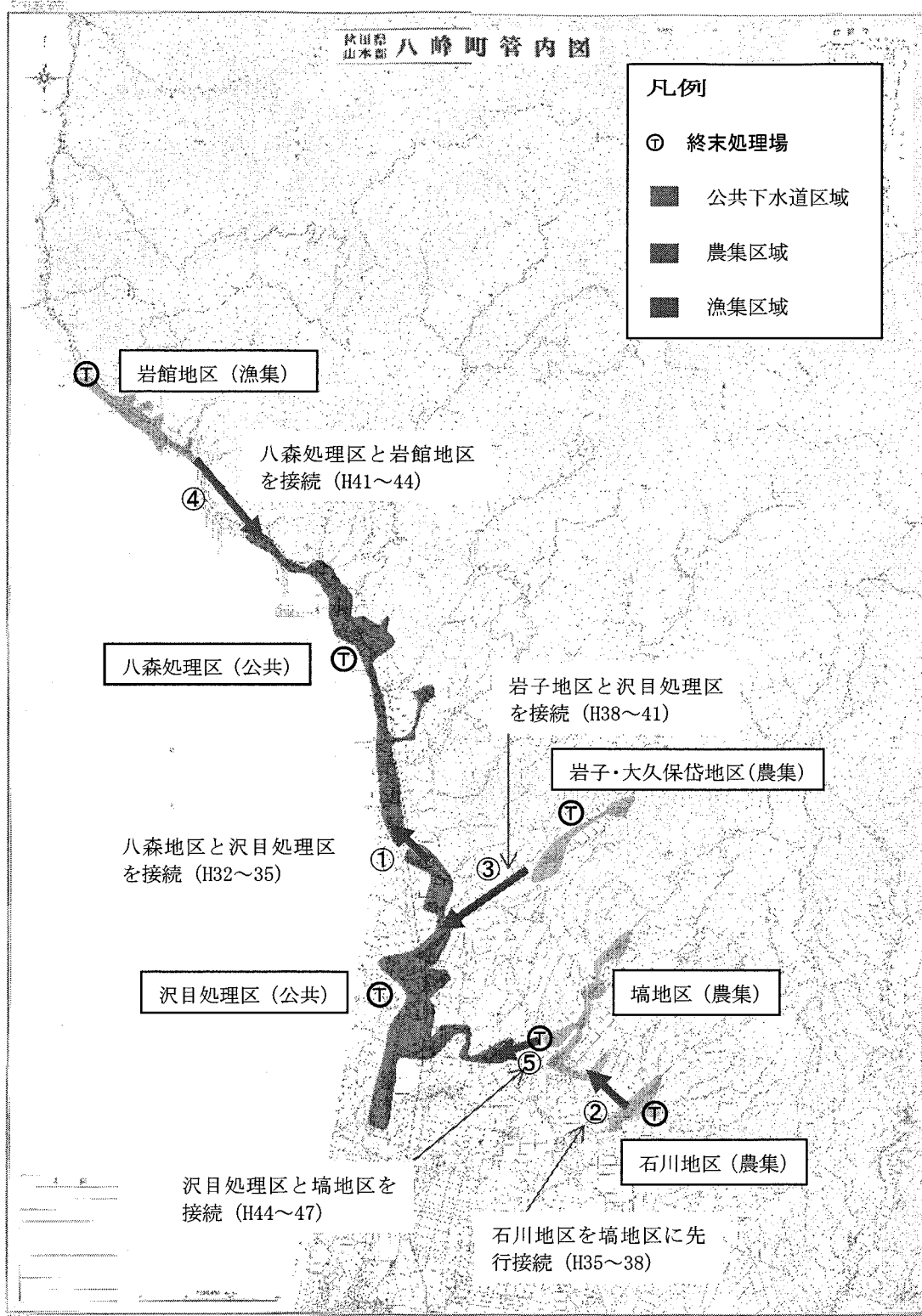
項目	年度															
	H 32	H 33	H 34	H 35	H 36	H 37	H 38	H 39	H 40	H 41	H 42	H 43	H 44	H 45	H 46	H 47
沢目処理区と埴処理区を接続⑤											実施設計委託					
												処理区接続工事				

表 4 事業費計画表（生活排水処理施設最適化計画）

（単位：千円）

項目	年度	平成 32 年度 (第 1 年度)	平成 33 年度 (第 2 年度)	平成 34 年度 (第 3 年度)	平成 35 年度 (第 4 年度)	平成 36 年度 (第 5 年度)
	実施設計委託		50,000			
処理区接続工事			167,000	167,000	167,000	
年度計		50,000	167,000	167,000	167,000	
項目	年度	平成 37 年度 (第 6 年度)	平成 38 年度 (第 7 年度)	平成 39 年度 (第 8 年度)	平成 40 年度 (第 9 年度)	平成 41 年度 (第 10 年度)
	実施設計委託		34,000			57,000
処理区接続工事				116,200	116,200	116,100
年度計			34,000	116,200	116,200	173,100
項目	年度	平成 42 年度 (第 11 年度)	平成 43 年度 (第 12 年度)	平成 44 年度 (第 13 年度)	平成 45 年度 (第 14 年度)	平成 46 年度 (第 15 年度)
	実施設計委託			41,000		
処理区接続工事		190,900	190,900	190,700	138,700	138,700
年度計		190,900	190,900	231,700	138,700	138,700
項目	年度	平成 47 年度 (第 16 年度)				項目計
	実施設計委託					172,000
処理区接続工事		138,600				1,838,000
年度計		138,600				2,010,000

図 1 処理区接続のイメージ



3-2-4 その他

県と市町村が参加して平成 26 年度より、「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」を開催し、下水道事業等⁷に対する公営企業会計の適用について共同研究してきた。その結果、平成 32 年 4 月からの公営企業会計適用を目標として、県を主体として希望する 3 市町で固定資産調査及び評価業務共同事業を実施する事になった。よって本試算では、表 5 のとおり事業費を見込む。

表 5 事業費計画表（固定資産調査及び評価業務共同事業）

（単位：千円）

年度 項目	平成 28 年度 (第 1 年度)	平成 29 年度 (第 2 年度)	平成 30 年度 (第 3 年度)	平成 31 年度 (第 4 年度)	項目計
企業会計適用 支援業務委託 ⁸	2,200	8,900	4,200	10,600	25,900
固定資産共同 事業負担金 ⁹	8,615	10,326	10,326		29,267
年度計	10,815	19,226	14,526	10,600	55,167

3-3 財源試算の基本的考え方

地方公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としている。しかしながら本町の下水道事業は、人口減少による有収水量の減少が続くものと予想され、また、項番 3-1 及び 3-2 で示したとおり、処理区域の統合や施設長寿命化に係る費用等が見込まれるため、計画期間内は非常に厳しい経営となると考えられる。よって本試算では、事業実施に伴う国庫補助金及び起債を適切に見込みつつ、使用料の引き上げを行い可能な限り収入の確保を図る。

3-3-1 財務状況の現状把握・分析、将来予測

平成 22 年度までに発行した下水道事業における企業債の計画期間における元利償還額は、表 6 のとおりである。

なお、処理区域の接続により事業統合された後、農業集落排水事業及び

⁷ 下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業を指す。

⁸ 業者の参考見積資料による。固定資産台帳システム構築費を含む。

⁹ 県下水道課提供の見積資料による。

漁業集落排水事業の起債は、下水道事業に承継されるため財政計画に反映させるものとする。(集落排水事業の元利償還額の推移は、各事業の経営戦略に記載する。)

表 6 年度別償還表

(単位：千円)

年 度	期首未償還元金	年度中償還額		
		元 金	利 子	償還額計
平成 28 年度	1,739,390	142,111	31,765	173,876
平成 29 年度	1,597,279	133,463	29,331	162,794
平成 30 年度	1,463,816	111,635	27,050	138,685
平成 31 年度	1,352,181	109,334	25,049	134,383
平成 32 年度	1,242,847	98,546	23,126	121,672
平成 33 年度	1,144,301	96,794	21,307	118,101
平成 34 年度	1,047,507	98,611	19,490	118,101
平成 35 年度	948,896	98,587	17,642	116,229
平成 36 年度	850,309	100,315	15,775	116,090
平成 37 年度	749,994	101,269	13,881	115,150
平成 38 年度	648,725	101,132	11,980	113,112
平成 39 年度	547,593	97,192	10,106	107,298
平成 40 年度	450,401	93,064	8,315	101,379
平成 41 年度	357,337	88,034	6,604	94,638
平成 42 年度	269,303	75,177	4,996	80,173
平成 43 年度	194,126	61,958	3,624	65,582
平成 44 年度	132,168	49,197	2,477	51,674
平成 45 年度	82,971	34,170	1,576	35,746
平成 46 年度	48,801	21,228	922	22,150
平成 47 年度	27,573	14,646	511	15,157
平成 48 年度	12,927	4,843	248	5,091
平成 49 年度以降	8,084	8,085	208	8,293

3-3-2 財源構成の検討

① 使用料

公共下水道使用料は、表 7 上欄のとおりとなっている。平成 31 年 10 月に消費税率の引き上げが予定されているため、適正な転嫁を行う。

さらに、使用料収入の確保のため平成32年度から5年ごとに約5%の引き上げを行う。引き上げを行った場合の見込みを表7下欄に示す。

投資・財政計画の作成に当たっては、以下の算式を用いて算出する。

$$\text{見込み使用料}^{10} = \text{接続人口} \times \text{一人当たり平均処理水量} \times \text{単位使用料}$$

各年度の接続人口の見込みは、表8による。なお、処理区接続により事業統合された後、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の接続人口は、下水道事業に算入されるため財政計画に反映させるものとする。(集落排水事業の接続人口の見込みは、各事業の経営戦略に記載する。)

表7 下水道使用料の現状と将来見込み

種別	使用料 (月額)	
	基本使用料	従量使用料
汚水量	10 m ³ まで	10 m ³ を超える 1 m ³ につき
使用料 (現行)	1,620 円 (税抜き 1,500 円)	162 円 (税抜き 150 円)
使用料 (31年10月以降)	1,650 円 (税抜き 1,500 円)	165 円 (税抜き 150 円)
【参考】使用料 (32年4月以降)	1,730 円 (+110 円) (税抜き 1,573 円)	173 円 (+11 円) (税抜き 158 円)
【参考】使用料 (37年4月以降)	1,810 円 (+190 円) (税抜き 1,646 円)	181 円 (+19 円) (税抜き 165 円)
【参考】使用料 (42年4月以降)	1,900 円 (+280 円) (税抜き 1,728 円)	190 円 (+28 円) (税抜き 173 円)
【参考】使用料 (47年4月以降)	1,990 円 (+370 円) (税抜き 1,810 円)	199 円 (+37 円) (税抜き 181 円)

※参考使用料の上段カッコ書きは、現行使用料との差額

¹⁰ 使用料の推計結果は、投資・財政計画別表「使用料の推計」に示す。

表 8 各処理区の接続人口見込み

(単位：人)

年 度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
接 続 人 口	八森	1,928	1,918	1,880	1,841	1,829	1,791	1,752
	沢目	1,343	1,338	1,332	1,305	1,299	1,291	1,282
	合計	3,271	3,256	3,212	3,146	3,128	3,082	3,034
年 度		平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度	平成 39 年度	平成 40 年度	平成 41 年度
接 続 人 口	八森	1,738	1,699	1,660	1,647	1,610	1,573	1,558
	沢目	1,254	1,244	1,234	1,225	1,198	1,188	1,176
	合計	2,992	2,943	2,894	2,872	2,808	2,761	2,734
年 度		平成 42 年度	平成 43 年度	平成 44 年度	平成 45 年度	平成 46 年度	平成 47 年度	平成 48 年度
接 続 人 口	八森	1,521	1,487	1,473	1,438	1,403	1,386	1,350
	沢目	1,165	1,138	1,127	1,115	1,088	1,075	1,047
	合計	2,686	2,625	2,600	2,553	2,491	2,461	2,397

② 国庫補助金及び企業債

社会資本整備総合交付金の対象事業として実施できるものは要望していく。企業債も同様の考え方で要望していく。

表 9 国庫補助金の補助率及び起債の貸し付け条件

項 目	補助率等条件
社会資本整備総合交付金	対象事業費の 1/2
下水道事業債	充当率 100% 償還年数 30 年（うち 5 年据置） 利率 2.0%
公営企業会計適用債	充当率 100% 償還年数 10 年（据置無し） 利率 0.5%

③ 一般会計からの繰出金

下水道事業の財源は使用料、国庫補助金及び起債であり、自己資金は繰越金のみである。このため繰出金は、収支均衡となる必要額を見込む。

4 効率化・経営健全化の取り組み

4-1 組織、人材、定員及び給与に関する事項

4-1-1 効率的な組織の整備

現在、上下水道担当は建設課の上下水道係と給排水施設係の2係に配置されている。項番3-2-4で記載したとおり、平成32年4月からの公営企業会計適用を目指して準備作業を進めていく。その中で、効率的な組織のあり方について検討を行う。

4-1-2 組織の活性化と人材の育成

人口減少による収入減の中、経費の縮減を図るための投資を行わなければならない、経営は非常に厳しいものになると考えられる。こうした難局を乗り切るためには、様々な改革を行う必要がある、その中でも職員の意識改革が第一に取り組むべき課題である。まずは、「住民生活に必要な公共サービスを提供し、使用料（対価）を得て経営している。」という企業としての基本意識の徹底を図る。また、「住民は顧客」と捉え、ニーズに対して最適の判断ができるサービス精神と経営感覚のある人材の育成に努める。

4-1-3 定員管理の推進

現在、事務職員4名と技術員1名で事業を担当している。企業会計適用に向けて企業管理者の配置の有無や、出納員の配置場所について検討が必要となる。

4-1-4 企業職員の給与の適正化

給与及び諸手当の改正について、人事院又は、秋田県人委員会勧告に準じて行っている。また、不適切な昇給運用はなく、特殊勤務手当等は是正すべき取り扱いの事実もない。

4-1-5 人事管理

少ない人員で効率的に事務事業を進めるには、職員個々のスキルアップが不可欠である。平成28年度より人事評価制度の運用を開始したことにより、職員個々の特性を適切に評価し研修制度を積極的に活用して、企業会計の経営、経理等のノウハウの習得に努める。

4-2 広域化・共同化の推進

近隣市町村で事務事業を共同化する取り組みは、経営合理化に寄与すると考えられるが、現状では能代市との広域化への検討は行っていない。別途、県が主体となって進めている「県北地区広域汚泥処理事業」に参加している。

これは、大館市に汚泥燃料化施設を建設し、汚泥のバイオマス資源化を図る事業である。ほかに、項番3-2-4で記載した「固定資産評価共同事業」にも参加しており、今後も合理化、省力化に寄与すると考えられる事業には、メリット・デメリットを精査した上で参加していく。

4-3 情報公開に関する事項

町の広報やホームページを積極的に活用し、事業の各種計画や財務状況の公開を進める。

4-4 その他の重点事項

下水道は、住民が健康で快適な生活を営む上で欠くことのできない施設であり、地震等の自然災害やそれに伴う大停電に備えておくことが重要となる。平成26年12月に下水道BCP¹¹（簡易版）を策定しており、今後も実情に応じて適宜修正しながら職員が的確に対応できる体制を整備する。

5 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

「経営戦略」の期間を今後21年間としているが、毎年度、進捗管理（モニタリング）を行うとともに、最低でも5年に一度見直し（ローリング）を行う。経営のあり方、事業手法等の見直しにあたっては、「経営戦略」の達成度や実績との乖離及びその原因を分析し、それらの結果を次期計画の策定に反映させる「計画策定(Plan) - 実施(Do) - 検証(Check) - 見直し(Action)」のPDCAサイクルにより、本経営戦略の事後検証と更新を図っていく。また、平成32年度4月の公営企業法の適用に向け準備を進めているところであり、公営企業会計適用後には、適用後の会計に基づき経営戦略を見直す予定である。

6 (参考)

6-1 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

公共下水道事業は、汚水（生活雑排水やし尿）を下水道に排除し、終末処理場で処理することによって居住環境や公衆衛生の向上に寄与し、あわせて河川、湖沼、沿岸海域等の公共用水域における水質保全に資することを目的としている。このことは、農業及び水産業を基幹産業とする本町にとって、自然環境の保護と天然資源の保全につながる重要なサービスである。

¹¹ Business Continuity Plan（事業継続計画）の略。

6-2 公営企業として実施する必要性に関する事項

公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、その経営環境の変化に適切に対応するためにも公営企業として実施することが不可欠である。

投資・財政計画

(単位:千円, %)

年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分		(決算)	(決算)										
収益的収入	1 総 収 益 (A)	256,693	248,294	164,177	158,961	145,334	142,788	138,751	135,993	136,069	136,230	136,744	138,511
	(1) 営 業 収 益 (B)	59,863	60,477	59,772	60,508	59,781	58,552	61,128	60,229	59,291	58,470	57,513	59,383
	ア 料 金 収 入	59,863	60,477	59,772	60,508	59,781	58,552	61,128	60,229	59,291	58,470	57,513	59,383
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他												
	うち 雨 水 処 理 負 担 金												
	(2) 営 業 外 収 益	196,830	187,817	104,405	98,453	85,553	84,236	77,623	75,764	76,778	77,760	79,231	79,128
	ア 他 会 計 繰 入 金	196,750	187,697	104,325	98,373	85,473	84,156	77,543	75,684	76,698	77,680	79,151	79,048
	イ そ の 他	80	120	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	2 総 費 用 (D)	142,654	152,609	122,965	120,613	119,021	117,676	116,383	115,037	114,862	114,652	82,402	80,437
	(1) 営 業 費 用	92,101	79,637	91,200	91,200	91,200	91,200	91,200	91,200	91,200	91,200	59,200	59,200
	ア 職 員 給 与 費	7,174	7,159	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
	うち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	84,927	72,478	84,000	84,000	84,000	84,000	84,000	84,000	84,000	84,000	52,000	52,000
(2) 営 業 外 費 用	50,553	72,972	31,765	29,413	27,821	26,476	25,183	23,837	23,662	23,452	23,202	21,237	
ア 支 払 利 息	37,111	34,374	31,765	29,413	27,821	26,476	25,183	23,837	23,662	23,452	23,202	21,237	
うち 一 時 借 入 金 利 息													
ア の 内 訳													
① 雨 水 分													
② 汚 水 分	37,111	34,374	31,765	29,413	27,821	26,476	25,183	23,837	23,662	23,452	23,202	21,237	
イ そ の 他	13,442	38,598											
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	114,039	95,685	41,212	38,348	26,313	25,112	22,368	20,956	21,207	21,578	54,342	58,074	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	74,000	76,036	119,620	175,421	162,848	159,272	131,688	248,348	249,961	251,437	54,375	52,436
	(1) 地 方 債			12,300	49,200	44,500	40,600	25,000	83,500	83,500	83,500		
	うち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	73,818	63,448	99,820	96,221	88,348	88,672	81,688	81,348	82,961	84,437	54,375	52,436
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		9,366	7,500	30,000	30,000	30,000	25,000	83,500	83,500	83,500		
	(6) 工 事 負 担 金	182	105										
	(7) そ の 他		3,117										
	2 資 本 的 支 出 (G)	201,253	168,513	179,032	215,775	190,164	184,886	154,307	269,429	271,231	273,047	108,732	110,518
	(1) 建 設 改 良 費			25,815	79,226	74,526	70,600	50,000	167,000	167,000	167,000		
	うち 職 員 給 与 費												
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	185,015	158,882	142,111	134,543	114,635	113,784	104,056	102,304	104,168	106,015	108,717	110,510
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	16,238	9,631	11,106	2,006	1,003	502	251	125	63	32	15	8	
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 127,253	△ 92,477	△ 59,412	△ 40,354	△ 27,316	△ 25,614	△ 22,619	△ 21,081	△ 21,270	△ 21,610	△ 54,357	△ 58,082	

投資・財政計画

(単位:千円, %)

年 度	26年度 (決算)	27年度 (決算)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 13,214	3,208	△ 18,200	△ 2,006	△ 1,003	△ 502	△ 251	△ 125	△ 63	△ 32	△ 15	△ 8
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	32,475	19,261	22,212	4,012	2,006	1,003	501	250	125	62	30	15
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	19,261	22,469	4,012	2,006	1,003	501	250	125	62	30	15	7
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)		257										
実 質 収 支 黒 字 (P)	19,261	22,212	4,012	2,006	1,003	501	250	125	62	30	15	7
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	78.3%	79.7%	61.9%	62.3%	62.2%	61.7%	62.9%	62.6%	62.1%	61.7%	71.5%	72.5%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	59,863	60,477	59,772	60,508	59,781	58,552	61,128	60,229	59,291	58,470	57,513	59,383
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	1,898,273	1,739,390	1,609,578	1,524,235	1,454,100	1,380,916	1,301,860	1,283,055	1,262,387	1,239,872	1,131,155	1,020,645

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	26年度 (決算)	27年度 (決算 見込)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	196,750	187,697	104,325	98,373	85,473	84,156	77,543	75,684	76,698	77,680	79,151	79,048
うち基準内繰入金	133,276	115,953	104,325	98,373	85,473	84,156	77,543	75,684	76,698	77,680	79,151	79,048
うち基準外繰入金	63,474	71,744										
資 本 的 収 支 分	73,818	63,448	99,820	96,221	88,348	88,672	81,688	81,348	82,961	84,437	54,375	52,436
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	73,818	63,448	99,820	96,221	88,348	88,672	81,688	81,348	82,961	84,437	54,375	52,436
合 計	270,568	251,145	204,145	194,594	173,821	172,828	159,231	157,032	159,659	162,117	133,526	131,484

投資・財政計画

(単位:千円,%)

区 分		年 度										
		38年度	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度
収益的収入	1 総 収 益 (A)	138,389	134,714	131,318	126,566	122,904	114,236	107,571	104,935	96,024	94,650	92,972
	(1) 営 業 収 益 (B)	58,932	57,618	56,654	56,100	60,715	59,336	58,776	57,698	56,341	58,434	67,596
	ア 料 金 収 入	58,932	57,618	56,654	56,100	60,715	59,336	58,776	57,698	56,341	58,434	67,596
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他											
	うち雨水処理負担金											
	(2) 営 業 外 収 益	79,457	77,096	74,664	70,466	62,189	54,900	48,795	47,237	39,683	36,216	25,376
	ア 他 会 計 繰 入 金	79,377	77,016	74,584	70,386	62,109	54,820	48,715	47,157	39,603	36,136	25,296
	イ そ の 他	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	2 総 費 用 (D)	78,445	76,797	76,005	75,249	75,576	75,867	76,375	80,842	81,089	81,593	85,862
	(1) 営 業 費 用	59,200	59,200	59,200	59,200	59,650	59,650	59,650	62,650	62,650	62,650	63,600
	ア 職 員 給 与 費	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
	うち退職手当											
	イ そ の 他	52,000	52,000	52,000	52,000	52,450	52,450	52,450	55,450	55,450	55,450	56,400
	(2) 営 業 外 費 用	19,245	17,597	16,805	16,049	15,926	16,217	16,725	18,192	18,439	18,943	22,262
ア 支 払 利 息	19,245	17,597	16,805	16,049	15,926	16,217	16,725	18,192	18,439	18,943	22,262	
うち一時借入金利息												
ア の 内 訳												
① 雨 水 分												
② 汚 水 分	19,245	17,597	16,805	16,049	15,926	16,217	16,725	18,192	18,439	18,943	22,262	
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	59,944	57,917	55,313	51,317	47,328	38,369	31,196	24,093	14,935	13,057	7,110	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	87,107	169,046	168,389	223,045	231,162	227,681	264,971	175,010	171,332	166,827	10,045
	(1) 地 方 債 償 還 金	17,000	58,100	58,100	86,500	95,400	95,400	115,800	69,300	69,300	69,300	
	うち資本費平準化債											
	(2) 他 会 計 補 助 金	53,107	52,846	52,189	49,995	40,312	36,831	33,321	36,360	32,682	28,227	10,045
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	17,000	58,100	58,100	86,500	95,450	95,450	115,850	69,350	69,350	69,300	
	(6) 工 事 負 担 金											
	(7) そ の 他											
	2 資 本 的 支 出 (G)	147,055	226,965	223,703	274,362	278,490	266,050	296,167	199,103	186,267	179,884	19,898
	(1) 建 設 改 良 費	34,000	116,200	116,200	173,100	190,900	190,900	231,700	138,700	138,700	138,600	
	うち職員給与費											
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	113,051	110,763	107,502	101,262	87,590	75,150	64,467	60,403	47,567	41,284	19,898
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	4	2	1								
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 59,948	△ 57,919	△ 55,314	△ 51,317	△ 47,328	△ 38,369	△ 31,196	△ 24,093	△ 14,935	△ 13,057	△ 9,853	

投資・財政計画

(単位:千円, %)

年 度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度
区 分											
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 4	△ 2	△ 1								△ 2,743
積 立 金 (K)											
前年度からの繰越金 (L)	7	3	1								
前年度繰上充用金 (M)											
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	3	1									△ 2,743
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)											
実 質 収 支 黒 字 (P)	3	1									
(N)-(O) 赤 字 (Q)											
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)											
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	72.3%	71.8%	71.6%	71.7%	75.3%	75.6%	76.4%	74.3%	74.6%	77.0%	87.9%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	58,932	57,618	56,654	56,100	60,715	59,336	58,776	57,698	56,341	58,434	67,596
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)											
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)											
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)											
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)											
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)											
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)											
地 方 債 残 高 (X)	924,595	871,932	822,529	807,768	815,578	835,828	904,929	913,826	935,559	1,099,673	1,079,774

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度
区 分											
収 益 的 収 支 分	79,377	77,016	74,584	70,386	62,109	54,820	48,715	47,157	39,603	36,136	25,296
うち基準内繰入金	79,377	77,016	74,584	70,386	62,109	54,820	48,715	47,157	39,603	36,136	25,296
うち基準外繰入金											
資 本 的 収 支 分	53,107	52,846	52,189	49,995	40,312	36,831	33,321	36,360	32,682	28,227	10,045
うち基準内繰入金											
うち基準外繰入金	53,107	52,846	52,189	49,995	40,312	36,831	33,321	36,360	32,682	28,227	10,045
合 計	132,484	129,862	126,773	120,381	102,421	91,651	82,036	83,517	72,285	64,363	35,341